

ID: 130

担当部署: 町民課

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条文	聖籠町国民健康保険条例 第6条第1項		
例規番号	昭和34年 条例第10号		
<p>【根拠条文】 (葬祭費)</p> <p>第六条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として五万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日